

改正建築基準法施行規則に基づく設備関係図書の記載例の作成について

(お知らせ)

平成 19 年 12 月 14 日
(財)建築行政情報センター
(日本建築行政会議事務局)

当センターにおいては、改正建築基準法に関する各般の関連情報の提供を行っております。今般、日本建築行政会議^(注)、(社)建築業協会のご協力のもと、設計者による適正な建築確認申請図書の作成を支援することを目的として、改正建築基準法施行規則に基づく設備関係図書の記載例(給排水設備や換気設備等についての図面)を作成致しました。当センターのホームページ(<http://www.icba.or.jp/>)に掲載し、広く情報提供することとしましたので、お知らせします。

(注)日本建築行政会議：特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関などで構成する団体です。

問合せ先 (財)建築行政情報センター 03 - 5206 - 6135 平野、磯永